

第二十二回国会

参議院内閣、決算委員会連合審査会会議録第一号

昭和三十年六月九日(木曜日)午前十時
四十三分開会

委員氏名

内閣委員

新谷寅三郎君
植竹 春彦君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君
井上 知治君
木村篤太郎君
中川 以良君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
上林 忠次君
高瀬莊太郎君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
松本治一郎君
田畑 金光君
松浦 清一君
三好 英之君
堀 眞琴君

決算委員

山田 節男君
青柳 秀夫君
谷口弥三郎君
野本 品吉君
岡 三郎君
中川 幸平君
石川 清二君
石井 桂君
小澤久太郎君

出席者は左の通り。

内閣委員

大谷 豊潤君
鹿島守之助君
木内 四郎君
西川弥平治君
白井 勇君
白波瀬米吉君
長島 銀藏君
宮田 重文君
飯島連次郎君
奥 むめお君
島村 軍次君
常岡 一郎君
三浦 辰雄君
加瀬 完君
龜田 得治君
近藤 信一君
矢嶋 三義君
小林 亦治君
木島 虎藏君
白川 一雄君
市川 房枝君

決算委員

新谷寅三郎君
植竹 春彦君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君
中山 壽彦君
上林 忠次君
野本 品吉君

決算委員

委員長

山田 節男君

理事

青柳 秀夫君
野本 品吉君
岡 三郎君
中川 幸平君

委員

大谷 豊潤君
鹿島守之助君
西川弥平治君
白井 勇君
宮田 重文君
飯島連次郎君
島村 軍次君
木島 虎藏君
市川 房枝君

会計検査院長

事務局側

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

説明員

会計検査院

事務局長

池田 直君

○会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

本日の会議に付した案件

〔内閣委員長新谷寅三郎君委員長
席に着く〕

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから内閣、決算両委員会の連合審査会を開会いたします。

会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、本案に対する補足説明を会計検査院から聴取いたしますと存じます。

○説明員(池田直君) 会計検査院法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、すでに内閣官房長官の方から御説明がございましたので、私から簡単に補足説明を細部にわたりましていたしたいと思います。

本改正は、事務総局の組織並びに権限、検査の範囲、それに付随しまして、検査に伴いまして、その経過または善後処理といったしましての会計検査院の処置の關係につきまして改正を加えた次第でございます。まず、事務総局に一局を増設いたしましたので、五局といたしましたことは、すでに御承知の通りでございます。国及び政府關係機関におきます経理の事情からいたしまして、会計検査院の事務容量も著しく増加しております。これがために、局長の掌理にも支障をきたしておるような次第でございます。そこで、ここに検査報告の提案件数につきまして申し上げますと、各局で大体処理いたしておりますのは、二十五年

度で三千六百五十五件、二十六年で三千六百九十九件、二十七年で五千三百六十八件、二十八年で五千九百七十七

件、これが各局でいろいろ審議いたしまして、結局最終的に検査官會議を経まして整理いたしましたのが、皆様御承知の通り、検査報告提出件数といふことで、二十五年で千四百三十三件、二十六年で千四百九十八件、二十七年で千八百三十三件、二十八年で二千二百三十二件、こういふように検査報告の提出件数が増加しておるような次第でございます。なお質問等の発遣件数等におきまして、この委員会におきまして、たびたび会計検査院といたしまして御説明しておる通り、相当の件数に上っております。また、十二次に改正を加えまして、一局を増設した次第でございます。なお、第十三条第一項、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条、これは職員任免、進退等

に關する規定の改正でございます。また、すでに内閣官房長官からも御説明がございました通りに、本法施行當時、職員は一級官、二級官及び三級官に分れておりました、それぞれの職員の任免、進退はこの級別に應じまして任命権者及び手続を異にしておりまして、このためでございますが、国家公務員法が制定されました、また官の級別が廃止されましたので、国家公務員法の趣旨に沿った改正をいたしましたような次第でございます。

次に、会計検査院の職権、また検査の範囲でございますが、この所要の改正は第二十三条でございます。日本

専売公社、日本国有鉄道または日本電信電話公社に關連あります会計經理について必要と認められた場合、または内閣の請求がありましたときには、検査官會議の決定を経て検査ができることとしたしました。その会計經理と言いますのは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外のものが公社のために取り扱う現金、物品または有価証券の受け払い、次に公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し、または貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計、これが一つと、次に公社が資本金を支出したものがさらに出資しているものの会計、これが一つ、次に公社が借入金金の元金または利子の支払いを保証しているものの会計、これが一つ、次に公社の工事の請負人及び公社に対する物品納入者、この納入者のこの契約に關する会計、この事項を会計検査院といたしまして検査ができるようにいたしました次第でございます。これによりまして、新たに会計検査院といたしまして、公社關係の会計經理の検査の眞実性が一そう把握できることになりました。権限強化の意味も相當これに達せられる、そういう意味も相當これであるかと考える次第でございます。

今、検査の範圍の關係につきましても、御参考までに多少細部について申し上げますと、第一の第二十三条第一項第二号の公社の取り扱う現金、物品又は有価証券の受払、これはどういふふうなものがありますかと申し上げますと、たとえば連絡運輸収入、私鉄關係等と国鉄と連絡運輸収入の取扱いの契約をいたしておるのでございますが、連絡運輸収入の国鉄關係のその會計、公社から倉庫業者に委託いたしてあります物品、運送業者に委託した材料を公社が交付いたしております場合、この請負業者の交付材料の受け払い等の會計、また専売公社、国鉄、電氣公社はその現金を、収入等のあるいは支払い等の現金を市中銀行に預託することができるとございしますが、そうした場合、その市中銀行に預託しております現金の取扱ひ、このことにつきまして市中銀行のその會計につきましても必要ある場合に会計検査院といたしましては検査ができる、こういうふうなことになるわけでございます。第二十三条の一項の三号で申し上げますと、「補助金、奨励金、助成金」、これが相當三公社から出ておるわけなんです、ございしますが、この關係の補助を受けておる団体の會計を見ることができるとございします。「貸付金、損失補償等の財政援助」も、やはり公社等におきましてかなりやつておるのでございしますが、そういう場合も國の場合同様に検査ができる、それから二十三條の一項の七号で申しますれば、工事の請負人及び物品の納入者のその請負契約、物品の納入契約に關する會計につきましても、契約の眞実性、正当性を把握する必要な限度において、工事請負人のその會計、物品納入者のその會計を見ることができると次第でございます。大体以上が検査の範圍の問題になるわけでございます。

次に、三十一條、三十三條、三十五條、三十七條二項、この關係は會計検査院の検査の過程におきまして、あるいは検査の終了後におきまして、一そう會計監督を発揮するために、三十一條で申しますれば、公社の會計事務を處理する職員が故意または重大な過失によつて著しく公社に損害を与えたと認めるとき、あるいは公社の會計事務を處理する職員が計算証明の規程を守らない等の場合におきまして、その職員の懲戒処分を要求ができることにいたしました次第でございます。これは現行では公社の予算執行職員につきましては、予算執行職員等の責任に關する法律の規定によりまして、当該職員につきましても懲戒処分の要求ができるのでございしますが、いわゆる予算執行職員以外の會計事務を處理する職員についても、國の場合と同様に、このたび改正をいたしますような懲戒処分の要求ができるようにいたすことが必要だと、こう考えた次第でございます。三十三條でございしますが、三十三條は公社の會計事務を處理する職員に職務上の犯罪がありと認めるときは、その事件を檢察庁に通告しなければならぬこととした次第でございます。現在改正前におきましては、かりに公社の會計事務を處理する職員に職務上の犯罪ありと認められた場合でも、會計検査院といたしましては檢察庁に通告することができないで、ただ刑事訴訟法の規定によりまして會計検査院の職員は公務員として檢察庁に告発するといふことだけしかできなかったような次第でございします。けれども、これも國の場合と同様に、檢察庁に通告することが必要だという観点に立つたわけなのでございます。

三十五條の規定でございします。これもやはり公社の會計事務を處理する職員は會計經理の取扱ひに關しまして、利害關係人から會計検査院に審査の要求があつた場合に、現在では會計検査院といたしましては、この處理ができなかったものでございしますが、やはりこれは會計検査院といたしまして一種の一般國民に対するサービスと申しまするか、そういう観点から國の場合と同様に、審査の要求があればこれを處理しなければならぬということにいたしました次第でございします。なお三十七條の二項でございしますが、これも公社の會計事務を處理する職員がその職務の執行に關しまして疑義のある事項につきましても、會計検査院の意見を求めることができることにいたしました。これも三十五條と同様、三十七條第二項は公社の會計事務を處理する職員に対して、會計検査院といたして、一種のサービスをいたして、會計經理の適正を期するといふことが狙いでございします。

以上申し上げましたような趣旨によりまして、今回院法の改正を必要としたのでございしますが、大体今申し上げました事例は、職員の任免進退等に対しまして十三條から十八條に規定いたしましたことを除きましては、この三公社が國の特別會計であつた時代には、會計検査院といたしましては、當然検査の権限があつた事項、または処分を要求等もできました事項でございした次第でございします。以上私の補足説明といたします。

○委員長(新谷實三郎君) 引き続きて本案に対します質疑を行います。これは池田事務局長が出席しておられます。質疑のある方は順次御質問願います。

○白井勇君 今日では會計検査院の院長も珍らしくお見えになっております。二、三質問してみたいと思つて、私もこの決算關係につきまして、ごく日が浅いのでありまして、わずかの経験にかんがみましての考え方でありますので、當を得ないかも知れませんが、申し上げるまでもなく、會計検査の仕事というものは、検査院そのものが内閣から独立をいたしました権限を与えられ、國の収入支出というものを、決算を審査して行く非常に重要な仕事を持つておるわけでありまして、わずかの人数で膨大な國の収入支出の決算というものを検査して行く。そこでその検査をされた結果を検査報告書といたしまして、検査院の方から内閣に提出をされる、一応検査院といたしまして、建前からみますと、報告書を内閣に提出をいたしますれば一応の責任が済んでおるようには思われるのであります。もちろんこれは指摘をいたしました不当だと思われする事項につきまして、その後もいろいろの方法によつてあとを追つて是正して行くという方法はあるようでありまして、しかし今申しましたように、建前としては報告書を内閣に出してしまひますれば、それで一応の責任は済んでしまふ。さらにその後の仕事におきましても、それはあとからあとから新しい仕事が増えてくるわけでありまして、報告の済んだものをまた一々追つておるといふ能力も現在の検査院としましては非常に不足しておるのだと、私はこう考えておるのであります。今度それが内閣から国会に出るわけでありまして、国会に現在出ております二十八年度の

決算を私たちが拝見をいたしましたし、中には会計検査院といたしまして、その当時の社会情勢、あるいはまたその現業の実体というものにつきまして、いさ少し認識が深ければ、これは当時の事情といたしましてはやむを得ないのじやなかりかというより、少し寛大な見方もあるじやなかりかと思われようなものはなかろうかと思ふ。しかし大部分のものは報告書に出ておきます通りのものであるといひますならば、まことにこれはひどいことが實際行われておるものであるといふに感ずるのであります。決算委員会におきまして、会計検査院の責任のある方、さらにまた各官庁の方々においでを願つて慎重審議をするわけでございますが、何分にも審議をいたします場合には大体二年くらい前のことであるわけでありまして、その後の処理を担当いたさなければなりません内閣というものは、すでに交つておる。また事件の責任者でありましたものも大体において栄転をしておる。こういうような格好のものであります。ここで審議をいたしましても、どこをどういふに押えますればその最後のきめどころがあるのかという点に非常にあいまいのようになつておる。特にひげ目を感じておられます官庁等におきましては、大臣初め幹部がずらりと並びまして、まことにこれは会計検査院の御指摘の通りであります。今後内部監査を嚴重にいたしまして、實際をいふところのないように注意をいたしますといふふうに陳謝をいたしまして、この決算委員会が済みますれば、それで一応

その問題というのは格別のこともなしに終つてしまふように思ふのであります。そういうことで果して国の財政経理といふものが適正に今後も行われて行くものであるかどうかということにつきまして、非常に私は疑義を持つものであります。聞くところによりますと、アメリカにおきましては、会計検査院が不承認であるというふうな断定を下したものは、その支出というものは無効になるということになつておるといふことであります。また英国におきましては、会計検査院が不承認であるというふうな考えましたものは国会の手に移りまして、国会で最後の断案を下して、当を欠くというこゝたになります。やはりそれが無効になる、こういうことになつておるやうであります。そういうことになりますれば、一応それははつきりいたしまして断定が下るのじやなかりか、こう考へるのであります。わが国におきましても、たしか昭和二十五年かの百七十二号の法律に、俗稱予算法と言われているやうであります。それによりますと、要するに予算あるいは法令等に違反したとして国に損失を与へましたものは賠償の責に任ずるといふやうな法律があるやうであります。これもほとんど発動される場合がない。たまたま引つかつたものがあるといひます。しかもその金額を見ても何万円といふやうな程度のものであつて、千万円あるいは億を単位といたしますやうな不当な経理といふものは公々然と行われて事なしに済んでいる、こういうやうな格好になつておるのじやなかりかといふに考へるのであります。

ます。もう少し何か最後のきめ手といふやうなものをあまして締めくくると、あなた方の御苦勞なすつたその不当な事項といふものをとつとつきりと締めくくつて、最後の断案を下すやうな方法といふものがないものであろうかといふに私は思ふのであります。さういふことにつきまして、院長としましてはどういうお考えを持っておられますか、お伺いいたします。

○会計検査院長(東谷伝次郎君) ただいま白井さんからいろいろ御意見がございまして、ごもつとも拝聴いたしましたのであります。検査報告に掲げた事項についてであります。仰せのごとく、会計検査院が支出あるいは決算を審査いたしました締めくくりをつけますと、決算書とともに検査報告が国会に提出されるのであります。それで一応は終るのであります。従来さういふふうなことに來たのであります。が、それでは相ならないといふことで、教年前、四、五年前と言いますから、検査報告に關して不当である、直さなければならぬ、返さなければならぬ、こゝにいたつたものにつきましては、私どもの方はこれを事後処理と言つておりますが、事後の処理状況をやはり嚴重に見守るといふことで、不當としたものは是正すべきもの、あるいは返すべきものがその通りにやられておるかどうか、工事について申しますと、手直しをすると言つてきたものがその通りにされておるかどうか、次の年度の検査のときにはほかの一般の検査と同時に、あるいは事後処理だけの判を作りまして追及をいたしているのではありません、それでもなおやっておらないものは、またあくる年に持つて行

くといふふうにして、ずっと不当であるといつたものは是正されるまで追及いたす態勢を整えているわけでありまゝ。さういふ關係でいふよくなつておるやうに考へております。

それから、検査院がもう少し実情を把握し、知つておたならば問題にしないでと言ひますか、批難をしなさいで宥恕したであらうといつたやうなものもあるやうに見受けられるといふことでございしますが、実は実情も相当に批難をしていられるのが多々あるものであります。補助工事などにおきましても、地方の財政の実情から見ますと、返せとか、あるいはさらに手直しすべきであるといふやうなことは、さういふ言へないやうな気がするにいかわりませう、国会でお作りになりました法律なり、予算を見ますと、やはりそれ批難をしなければならぬといふので、涙をふるつて批難をしておるやうな状況でございます。

それから、会計検査院が検査報告に揭げ、国会で御審議をなさるの是一年も二年も遅れておるので、少し遅過ぎるといふことでございしますが、この点は何かいたしまして、早目に会計検査院で検査を結了いたしまして、できるだけ早く検査報告を政府に出し、政府から国会に出してもらうといふやうな心組んでやつておるのであります。政府におかれましては、決算は毎年翌年の十一月末限り出すことになつておりますが、私どもは十一月の末を待たないで、もっと早く会計検査院に決算を出してもらいたい。さうすればそれに対応して検査報告を早く出す、早く出せば国会で早く御審議が願

えるといふふうなま言つておるのであります。政府もだいたい御勉強に相なりまして、昨年あたり、たしか十一月の末を待たないで、会計検査院に決算が提出されておるやうな状況で、だんだんこの点は幾らかずつでもよくなつて行くと思ふのであります。ただ決算が終りまして、その決算に対する検査報告書が出るのであります。で、まあ幾らか遅くなるということでは、これはまあただいまの会計検査院の制度からいたし方がない状態ではないかと思ふのであります。しかし、ただいま申しましたやうに、できるだけ早く国会の御審議が願へるやうに、早く出したと思つて、せつかく勉強をいたしておるやうなわけでありまゝ。

それから最後に、会計検査院が不当と認め、不正と認めたものに對する結果が、今のままでいけなないじやないかといふやうな御説でありまして、ごもつとも拝聴いたしましたのであります。が、この終戦後、ちやうどただいま白井さんから仰せになりましたやうなことが論議されまして、予算、決算を執行するものに對するいわゆる責任を尋ねるといふ予算法といふものが制定されまして、國家に重大なる重過失、あるいは故意で國に損害を与へたものに對しては、会計検査院の検定によりまして、あるいは懲戒もしくは責任の追及、損害を賠償するといふことの法律が定められておるのであります。それで一応の結末を言へるやうなことに相なつておる状態であります。それで、さういふ事態が相當にあるかといふことであります。責任を追及いたし、損害の賠償を決定するといふことになつたやうに、法律に定めておりま

するいろいろな諸条件を備えておるものでない、損害の賠償でありますから、なかなか結論が下しにくいのであります。これまで何件か賠償を、あるいは懲戒を要求して検定したのもございしますが、そうたくさんは実はないのでございします。そういうふうな状況でございますので、条件を把握するということに検査部の方にも私どもは要望しておるのであります。できるだけ嚴重に法律の趣旨を体しまして懲戒をし、もしくは損害の賠償を検定したいという試みであります。

○白井勇君 私は院長がお見えになりましたから、もう少しこの決算につきましての適正を期するため、もう少し広い見地から、検査院といたしましての確たるきまつた案がないにいたしても、個人とされましての抱負でもけっこうでありますからして、私が先ほど申しましたような個々の問題じゃなしに、もう少し最後の締めくくりをやれるような方法につきましての御意見を期待をいたしたわけでありまして、今の御答弁まことに私どもといたしましては残念であります。そこで伺いますが、今度の法律改正で一応人員をふやして一局を増加されると、こういうのであります、一体それは先ほどの事後処理の問題もありましたが、どういふところをねらって、どういふ効果を目標に局を設け、人員をふやして行こうというのか、その辺のところを……

○会計検査院長(東谷伝次郎君) お答えいたしますが、提案理由で説明を今までいたされたごとくに、検査の量が非常に多くなりまして、処理に困難し

ておるといふので、人員をふやし、一局をふやすということになっておるのではありませんが、どこをねらっておるかということでありまして、さしあたり本改正におきましては、人員はわずかに六十名であります、局長、課長をふやしまして、なおその六十人のうちでは相当高給のまあ係長以上くらいなところを主としてねらいとして人員をふやし、しかもその検査をする方面といたしましては、私どもの方で非常に重点事項とし、かつ検査事項の非常に多いございします農林省の補助の關係、それから建設省の補助の關係、その他厚生、労働の補助の關係、そういうようなものを主としてねらひまして、大体におきましては国の財政上も補助予算というものは非常にウエートを占めておりますし、また会計検査院が検査をしまして、この点は重点を置いて徹底的に検査をしなればならない。その本當の徹底はできないにしても、ただいま二割とか、三割とかいう補助の關係の検査のできております割合と深度とをもう少し深めて、そして全体的の是正を望むというねらいでもって、ただいま一局をふやし、人員六十名を増加するということをお願いしておる次第でございます。

○白井勇君 そういふことではまことにばくたるものであつて、今この官庁であつても人が余つて仕事をやつておるといふわけではないわけでありまして、人がよけい来ますれば、それだけ仕事も綿密に行く、能率も上つて行く、これは当りまえのこと、先ほど、たとえば事後処理ということにつきまして相当力を尽して行く。こういう

うことでありますれば、そういう方面にうんと力を入れるとか、あるいは非常に自慢にしておられるようであるが、早期検査、ああいふような方向にうんと力を入れる、そうでなしに、たとえば建設省なり、農林省なり、その方面に人を増すのだという程度のものでありますれば、それは今までは多少いふかもしませんが、やはりこれは不當事項が多少いふかあるという程度のものであつて、その後の処理についても、従来通りのものを繰り返して行く筋のものじやなからうかと思ふのですが、これは私の意見になりますので、もうごく申し上げませんが、そこで伺いますが、三十一條によつていろいろな、まああなたの方の権限が与えられていられるようでありまして、ところで、事務総長の衆議院等におきましては、行政官庁の内閣の責任である。こちらからできるだけこういうことを発動しないで、むしろ官庁の方から自発的にそういう申し出を待つて、了承しておる程度で、非常に消極的な考え方を持っておる。これをもう少し積極的に発動、運用するお考えがないものかどうか。それから各官庁におきまして、その該當者をいろいろ処遇をいたします場合に、各省にそれぞれその査問委員会というやうなものがあつて、その省内におきましての該當者をその省内の人が判決を下すわけでありまして、そういう制度をあなたの方でも御了承しておることと思ひますが、そういう制度では、同じ役人でおつて、同じところに任んでおる、これはお互いにその至らないところをかはつてやるといふのが、これは

人情として当りまえでありまして、自分の同僚からそういうものを出したかといつて、それを処分する場合に、天下ろつと、決して適正は期し得ないものだと私は思ふのであります、その辺につきまして、むしろ各官庁を網羅いたしました内閣に一つの査問委員会なら査問委員会というものを置いて、そしてそこに会計検査院といたしまして出て、強力な発言をして行くといふやうなことも一つの方法じやなからうかと私は思ふのであります、それらにつきましての院長といたしましてのお考えはいかがですか、伺いたしたいのですが。

○会計検査院長(東谷伝次郎君) お答えいたします。ちよつと先ほど実は申し上げたのであります、一局を増設し、人をふやすといふところのねらいの大きなものの一つは、ちよつと今、白井さんからお話になりました、何と言いますか、早期検査と言いますか、早めと言いますか、あるいは並行検査と言いますか、ほかの一般の検査とは切り離しまして、特別な班を作つて、すでに今もやつておるのであります、その方に手をよけいさきたいといふので要求しておるのであります。それからまた事後検査も、もちろん事後処理も今までやつておるのには手が足りないもので、非常に件数が少いのでありますから、その件数をふやして、事後検査を通じて強度に是正を追ふといふやうなねらいを持つておつたのであります。なおただいまの三十一條の点でございますが、これはいつも決算委員会でお説がありまして、どうも不當事項の責任に対する各執行庁の責任者に対する

処罰と言いますか、軽過ぎはしないか、会計検査院はどうであるかといふことで、いつも御意見を拝聴しておるのであります、私もさういふに存じておりますので、中に割つては入らないのであります、会計検査院で不當である、不當な事項ではないかといふやうな事項につきましての各官庁の執行庁の責任者に対する処理については、それでは軽過ぎやしないかといふことは、書面上ではあまりにくちばしを入れ過ぎることになりますので、いたしてはいないものであります、局長その他から、これでは軽過ぎるといふので、相當に各官庁には申し

ておるのであります、それによりまして処分の程度を上げてくるという事例はあるのであります。この公社をこへ加えたのは、先ほど説明いたしましたように、公社の關係を深く検査をするといふので、他の条文の方をも改正を加えていただくことになりました、この責任の追及といふことも、他の官庁と同じように、会計検査院で処分の要求をするといふ事項を加えていただくといふことをお願いしておるわけでありまして、特に公社の方を各官庁よりも特別にきつて見なければならぬといふふうには考えておりませんが、各官庁と同じには、会計検査院としてきつて要求を追ふべきであるといふふうには考えております。

○白井勇君 私は先ほど申しましたように、今の各官庁の査問委員会みないなものであつて、該當者の処分をされるという制度のもとにおきましては、私は相変らず各方面から起つておりますその行跡に対する処分が軽いといふことは免れ得ない情勢にある。先ほ

ど申しましたことは私の意見であります。私はそういうような一つの手を講ずることも考え方ではなからうかということを私は考えておるのであります、院長といたしまして、そういうことについてもお考えがないかといったしますれば、それはやむを得ないことと私は思います。ただいまお話のありました、この最近特に検査院といたしましたも重点を置かれております早期検査、これについては去年も農林省といたしまして八十億、全体といたしまして百億ぐらいの不当支出を未然に防止したという非常な効果をあげていらっしゃるわけであります。これの法律の根拠が一体どこにあるかというのを私は前に事務総長にお尋ねをいたしましたわけであります。そのとき回答がありましたのが、事務総長がそういうふうにおっしゃったお話と、つい最近また私は小峰局長にお尋ねいたしましたのでありますが、小峰局長によりますというのと、二十六条、ほかにもあるが、二十六条がその主たるものである、こういうことをおっしゃったのであります。私歸りまして検査院法を読んでみますと、二十六条というのは、ただその方法を規定しておるのであります。権限ではないと私は思うのであります。一体このあなたの方のおっしゃる早期検査、事前検査と申しますか、それは一体そういうふうな検査院におきまして、も、脳幹部の方によつてお考えがそれぞれまちまちであるということになりますという、非常にこれは問題じやなからうかと思うのでありますが、院長としてはどういうお考えですか。

○会計検査院長（東谷伝次郎君） ただいまの点でありますが、今お話の百億

なり、農林省の八十億の補助のやり過ぎを是正したというのは、二十八年災のお話だと思ふのでありますが、しばらく二十八年災のことについて申し上げますが、二十八年災の暮に国会を通過し、その法律は二十八年の暮に施行になっておると思ふのであります。そういたしますと、二十八年の終りの十二月にはすでにその一部分は支出をしております。これは二十八年度でございます。それから二十九年の一月、二月、三月には相当な支出があるのでございます。それでありますから、予算ができて、法律が実行されておる、そうして農林とか、あるいは建設などの査定官は前年と言いますか、二十八年の終りごろには査定を終つておるのであります。そこで会計検査院から申しますと、すでに予算ができて予算の執行に入つておる。支出も一部分でできておる。それからあくる年の二十九年の一月、二月に行けば相当の支出が出ておるというのでございますから、会計検査院法の二十二条からみましても、毎月の支出の状況を検査することになつておるのでございますから、その点で検査が実地検査も書面検査もでさるのであります。ただ会計検査院は手不足でありますので、すぐその月あるいは前の月の検査をするということでは實際の問題としてはできないのが多いのであります。それで今のはちやうど、二十八年災の例をとつて申し上げますと、二十九年の一月とか、二月にやりますものは、ずっと前に支出した工事とか、物品の購入について検査をするのが普通の状態ではありますが、非常に大きな予算、二千何億というより

な大きな補助の予算、法律で定めますと九割以上の補助がつく、しかも特定の地方に固まつておるといふような事態にかんがみまして、予算の執行状態に入られたもう十二月からも、ある程度の実地検査でも書面検査もできる。いわんやあくる年の二十九年の一月、二月になれば相当の支出がありますので、その点については検査ができるのであります。それをかりに早期検査と書いて、まあ実は言葉は早期に検査をしたと、こういうことを申しておるのではありませんが、早期ではないので、当りまえの検査であります。そこまで行くのが本当でありますが、人員の関係で決算の報告書に、その年の決算の検査に固に合う程度に実はとめておるのであります。今のような大きな事態については、特にやろうという特別な検査官会議を開いて、早期検査を三十九年のたしか二月の終りから三月にかけて始めたのであります。それで支出の状態はそれにすでに入っております。しかしそれが全部そうじゃないんじゃないかという今度お話になるかと、ども、支出の全然まだない、査定が終つて工事に着手している、あるいはこれから工事に着手しようといった事態もあるのであります。それはどういふ権限で検査したのかということになります。それは、それはその場合には、その補助を受けて、査定を受けて、これから工事をし、現に工事をしているがまだ支出がまだないという場合におきまして、その補助工事をやる団体といふものは会計検査院の検査を、ほかの補助工事で検査を受けておる団体でございますので、そこにはかの工事の検

査の場合にも、ほかの工事を検査するために行き、かつそういふほかの工事を検査する場合にその調査に行けるのはもちろんでありますが、支出もない、まだ補助指令も行っていない、査定だけのものにつけての調査というのは、これはどこに権限があるかと言いますと、今の二十六条によりまして、どうせそれには補助の指令が行き、また支出も行くのはわかり切っておるのでありますから、場合によればほかの検査のついでにその調査をし、もしくはその調査自体を目的にいたしておるのであります。その法律の根源は、今申しましたように二十六条によりまして、やがてすべき検査の資料にするということで早期の調査をやっているような次第であります。

○白井勇君 私全くしろろとでありまして法律もわからぬのでありますけれども、そうしますと、事前検査の権限の根拠というものは二十条の二項にあるということじゃないのですか。私はこの二項の、国の収入支出の決算の検査を行う範圍においてこういうことをやれというところであります。それとは別にいわゆる常時、ここに書いてあるまする通りに会計検査を行なつて今計経理を監督し、その適正を期し、かつ是正をはかる。ということ、何も決算が出なくてもやれるということじゃないのですか、そこは私は全然しろろとんでわかりませんが、どういふことでしょうか。

○会計検査院長(東谷伝次郎君) たがいまの点でございしますが、この二十条の常時検査、実は常時という文字が会計検査院法に三方所実に使っているのではありませんが、これはたゞいま仰せの

ように、これによって事前検査をするとか、事前調査をするということには考えない。

○白井勇君 権限の範囲をここできめられてゐる、与えられてゐるというふうに言えないのですか。

○会計検査院長（東谷伝次郎君） これは権限の範囲はここにはないのであつて、むしろ権限の範囲は二十二条と二十三条です。

○白井勇君 権限を与えられてゐるというふうには言えないのですか。

○会計検査院長（東谷伝次郎君） 私どもはそれは考えておらないのでございします。

○白井勇君 もう一つ小さいことです、十六条ですね、これもちよつと、どういふ必要があつてこゝういふことなんでしょうか。

○会計検査院長（東谷伝次郎君） と申しますと……。

○白井勇君 というのは、同の長を局長とし、事務官をもつてこれに充てるといふ条文ですね、これはどういふ考え方なんでしょうか。

○会計検査院長（東谷伝次郎君） これは御承知のように、局長と、課長といふのは官名ではございせん、職名であります。官名は事務官一本になつております。終戦後どの役所もみなそうでございします。

○白井勇君 お話ですが、技官もあるものでしょう。あなたの方は今技官と事務官の両者から成り立つておる。技官は少いけれども……。これは院長も御承知だと思ひます。

○会計検査院長（東谷伝次郎君） 私は今の局長のことだけを申したのでありますが、技官と事務官がおりますが、

ここに特に書きましたのは、技官は行き方として局長には考えていないのでありまして、事務官を局長にするという考え方で、特にそういうふうな事務官と書いたわけでありまして。

○白井勇君 それですから、その考え方はどういう考えなのかというのを聞いておるのです。これは明治の、幕末と言いますか、よほど昔のことのような感じをするのです。なぜこういうことを特に書かなければならないのか、他の官庁にこういう例がありますか。

○会計検査院長(東谷伝次郎君) ただいまの点でございしますが、これは前の院法と申ししても、これも終戦後できた院法でございしますが、大体技官というものは会計検査院は置いてなかったのでもございします。置いてなかったのでもありますが、やはり置いてないでどうしておったかという、以前は明治時代の院法では技術顧問というものを別に置いておったのであります。

それで終戦後は技術顧問というのが頭にありますが、やはり技官を何がか会計検査院に置いて、技術の検査面の担当をなさうということで技官を置いたのであります。技官はほんのわずか実は置くつもりであるし、わずかしは置いてないものであります。十名余りでありまして、そういうのからきまして技官には全体的ないろいろな面の検査ができるということをお願いしておりますので、局長になる場合、あるいは課長になる場合には技術課長というふうなものも想定してありますので、事務官でもって充てるといふ気持で今までもございし、それを如実に法律に表わした。

○委員長(新谷實三郎君) 白井君に申し上げますが、他の委員の質疑もあるようですから、要点だけ簡単に願います。

○白井勇君 これは私、非常におかしな規定じゃないかと思ひます。従来あったからそのままおとすというの、改正の機会がないからそのままにしておくということならまだよしとしておきますけれども、せっかく改正されるのに今ごろになってこういうような規定を設けるという事は、まず、ないと思ひます。現にあなたの方におきましても技術出の課長や、局長というものがいらつしやいます。技術出ですから、あなたのお考えによれば全体を見てもらうような力はないというあなたの判定でしやうけれども、しかし現実にはある、やむを得ないから事務官の名称をつけて事務官の技官ということの特権を与えておる、こういうことは不合理であります。全く現に今の政府の官房長官にしても技術官畑の人です。そういう人が全体を見る力がないのだというふうな考え方で、これはまことにおかしいものだと思います。特に非常な人数が少いとか、多いという問題はさておいて、そういう人でも適当なものであればこれは当然局長にしろてもいい。何も特に十六条をいれいしく設けて、こういう先例を設けるといふのは明治維新か、そういう時代なら別ですけれども、今ごろになって会計検査院ともあろうものがこんなばかしのことをやるのはとても考えられない、これは一つ御一考を願ひます。

○鹿島守之助君 右にちよつと関連しまして、私も実は今度初めて決算委員

会にきた者で、よく事情を知らないのですが、こゝへ参つて皆さんの意見を聞いてみますと、検査を受ける側、商人だとか請負人が非常に悪いことを要求する、そういうために今度局が四局が五局にふえるのですが、ふえるのもっと監督を厳重にするという趣旨だろつと思ひます。趣旨はけつこうでございしますが、私自身としていろいろ政府の事業を受つたり、やつた者の立場から見ますと、一方的に判定されまして、われわれの方では……アメリカ力ではクレームといひますが、人民の権利が非常に認められておまして、官庁なり、あるいは会計検査院の裁定なり、決定に対しては異議の申し立てをするのが非常に発達しておるのですが、日本ではほとんどそういうことは言えない。こういうふうになつて、人民の権利といひますが、業者、商人の権利といふものは全然認められておらない。片務的なものになつておる。たとえば一つの例を請負契約にとつてみますが、アメリカの政府……会計検査院の監督を受けるような政府契約には第九条、これはすべての会計検査院の監督を受けるところの請負契約には一定のそこにはクレーム、異議の申し立ての条項がありまして、金額は五万ドル以下のクレームであれば一月以内、その上級官庁、今工事なら工事を受けておるその上の官庁に出す。そうしてそれで裁定を下す。ところが五万ドル以上になると二審、三審といひまして、たとえば空軍の工事でありましたら、厚木でやりまして、名古屋の空軍に持つていく。名古屋の空軍でいけなかつたという、極東空軍でいけな

ような場合には、なお異議のあるような場合におきましては空軍長官に持つて参ります。空軍長官でいけなかつたならば司法裁判所にいけなかつた、コート・オブ・クレームズ、こういうふうな、特需だとか、受注関係を扱う特殊裁判所がありまして、比較的安い経費で短時間で判決を下すようになっておる。それから後は司法裁判所にいくが、日本にはそういうものは何もない。たとえば非常に卑近な例をあげますと、沖繩でアメリカの軍の仕事で、アメリカの業者と一緒にジョイント・ベンチャーといふものを始めます。ところがアメリカの方では、初めから政府は請負契約を結んでも履行できるものではない。なぜかといふならば、ああいうふうな沖繩のような港海施設がない所では、何月何日の鉄何トン、セメント何トンを供給するといふ約束をしたところで、船荷とかいろいろの関係で履行できるものじゃないから、請負業者はちゃんと記録を初めからとつて異議を申し立てる、工事をすると並行してそういうクレーム、異議の申し立てをする。たとえばセメントの供給が十日おくれますと、おくれたから労働者をそれだけ飛ばせたからそれに対する損害が出ると。鉄何トン送れなかつたから幾らというふうな、ほとんどそういうふうな遠隔の地だとか、それから不便の地にはクレームがつくのは当りまえで、しかもそれは誠実裏にどんな解決していくのです。日本の官庁から発注されるいろいろな仕事、事業に対してはセメント何月何日に供給する、鉄幾ら、履行されたことはないのです。ところがそれに対してアメリカ式にいうと、予

算がない、予算がないからといへばそれは鶴の一声でどうすることもできない。そこでどうするかといふと、そこにおられる性格の強い人は予算がないと切切、請負業者がかわいそうだからと、ほかの方で何か多少めんどろみでやろう、この多少めんどろみでやろうといふことがここに出てくる不正工事のかなり大きな要因をなしておるのじゃないか。つまり政府は契約は契約としてきちつとアメリカのようにその義務も対等の資格で人民も政府もこうした政府契約に關する限りは同じようなものであるという立場であれば、そうしてどんなふうな業者や商人の要求を正しいものはどんな取り扱つて処理するようになれば、不正事件といふこゝへ出ておるものは非常に減るのじゃないか。犯罪といふものに対しては、給与、サラリーが上り、生活程度が上るということになれば非常に犯罪が減つていくので、嚴罰主義で臨むのじゃないに、まずもって政府は……アメリカでそういう点でそういう例があります。昨秋にIPUの会議で海外へずつと回つておりましたので、このクレームの問題につきましてはイギリス、フランス、ドイツの請負業者に聞いてみました。これはもう当然のことでありまして、非常に発達しておる。ある人はこのクレーム、異議の申し立てという少数者の声が正當に取り扱われるといふことはデモクラシーそのものの、民主主義政治そのものの一つの基本である、デモクラシーと一緒に発達してきた制度だ。ところが日本は何にもない。ただ、ここに会計検査院長おられますが、会計検査院の所定に対して異議の申し立てはでき

るのですか、これはもう一方的なもので神聖にして侵すべからざるものであるか、異議の申し立てをする道は開かれておるのですか、どうですか、まず基礎でございいますから、その点伺いたい。

○会計検査院長(東谷伝次郎君) その

道の御専門の方の御意見でありましたが、何と申しますか、請負業者と申しますか、商人といいますが、それらの人々に悪いことをされるということが前提ではないのでありまして、会計法をどう願いますと、むしろ役人というものは信用はできない、だからその随意契約とか何とかいうことはしてはいけません。一般競争をやれ。一般競争というものをやって、広く希望者を募って、そして公正な契約をやらう。やむを得ない場合は指名競争をしなればならぬ。随意契約というものは、もう随意契約でなくてはならないという特別なものだけに限る。役人というものは、自分の自由による仕事は契約上ではないような仕組に実はなっておるのでありまして、まあ私もよく聞きますが、契約を担当しておる者はよく聞くのでありますが、どうもわれわれは、役人は何でも悪いことをするように思われるので困る、もう少し自由に、有能な人は有利な契約ができるのだから、会計法の特例をうんと設けてもらえないかという要望もあるものでありまして、ちょうど鹿島さんがおっしゃったのと反対の声を聞くのであります。

なお、このクレームの話であります。この会計検査院法をどう願いますかと、ちゃんとそれはあるのです、会計検査院法第三十五条に。そういう規定は昔はなかったのですが、ク

レームの申し立てができるという条文を終戦後に、これは実はアメリカのサゼッションで挿入したのであります。が、まあ御参考のためにちょっと読んでみますと、「会計検査院は、国の会計事務を処理する職員、会計経理の取扱に關し、利害関係人」すなわち請負人とかその「利害関係人」から審査の要求があつたときは、これを審査し、その結果を正を要するものがあると認めるときは、その判定を主務官庁その他の責任者に通知しなければならぬ。と義務になつております。そういうし、第二項「主務官庁又は責任者は、前項の通知を受けたときは、その通知された判定に基いて適當な措置を採らなければならない。」これも義務になつております。それで実は、この

ようなことがございしますれば、審査の御要求をしていただければ私どもとしてはそれに従ひまして判定を下したい、かように考えております。

○鹿島守之助君 このクレームの問題

について、日本の政府が出します請負契約にはクレームは入っていないのです。そこで一昨年のときに建設委員会、建設當局にクレームの規定を、標準契約といひますか、今までは中央建設審議会、あそこできまして請負契約の標準契約のうちに、クレームの条項を挿入してもらいたい。建設省にお

○委員(新谷實三郎君) 速記をとめ

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

ただけば判定ができると思ひます。ただ

契約の中にクレームは一切相ならないという契約をなされれば、それはクレームの要求はできないかと思ひますけれども、クレームの条項はなくても、そういうことを考えてのこれは規定ではないのでありまして、あるなしにかかわらず、排除しない限りは審査の要求ができる、こういうふうに解釈いたしております。

○委員(新谷實三郎君) 速記をとめ

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

○委員(新谷實三郎君) 速記を止め

て。〔速記中止〕

者と呼んでやつたこともありすが、

しかしそれを一々やると非常にまた能率的でなくなつて審議に遅滞を生ずるということもあつて、非常にむずかしいわけなんです。たとえば、ことしといふよりも昭和二十九年の分です、九年度の分を能率的にさらにやつた場合に、一体いつごろ出てくるのか、検査報告が……。これは非常にむずかしい問題でしうけれども、一応早期提出ということから考えていつごろ出てくるのか、その点をここで一つ教えてもらいたいと思ひます。二十九年年度の検査報告をここでいつごろこつちへ出してもらえるのか、役人のいわゆるその異動をここで、決算委員会とやかくいつてもなかなか受けてもらえないと思ひます。あなたの方にはこれは合してもらわなければならぬと思ひます。

○会計検査院長(東谷伝次郎君) た

だ。いまの御質問であります。会計検査院の検査報告が国会に出ますのは、それだけが単独に出ないのでございまして、御存じのように決算と一緒に出てくるわけなんです。それならば二十九年年度の決算はいつ、まず決算書としてできるかといふことでございまして、それは七月の三十一日の大蔵省の主計部で締め切りができるのでございまして。そのときに一応の決算ができるわけなんです。ただしそれは主計部の締め切りでございまして、それよりたして各省が決算書を、決算報告書を作りまして、総決算として大蔵省がまとめて出さなければならぬ期日は財政法にございまして、十一月末までに会計検査院に送付しなければならぬ、八、九、十、十一に主計部を締め

切つてから四カ月の後に会計検査院に出すことになっております。その以前になるべく出してもらうようにというように、会計検査院に迫っておるわけなのですから、十一月の終りまでに出すということは、それより早く出してはいけないということじゃないのでございしますから、十月の終りとか、あるいは十一月の初めに会計検査院に届くようにしていただくことがわかれれば、それに調子を合せまして私どもの方は早く出せるということはお約束ができると思うわけであります。いつも総決算が参りましたから、それまで一年間も準備をいたしておりますから、私どもは非常に早く決算の確認をいたすのであります。それでも約十日前後ばかりります。十日前後を要すれば、決算報告を添付いたして政府に出すということができる。ただ政府はその後に閣議を開いて、しかも印刷ができて国会へ出すということで、また日にちを要しますけれども、会計検査院側から言へば、総決算を早く来ますれば、早く来ただけは早く出すことができます。というところはここでお約束ができます。

○岡三郎君　それでよくわかつたの

で、その点をわれわれは今度善処したいと思ひますから、まあ早いところやつてもらいたいと思うのですが、その点は結局、この前はいわゆる国会において会計検査院の拡充を言った点は、われわれとしても、こまかいことをほじくり出してとかかく言うことよりは、大体の行政の傾向というものを認めて、特に災害等があるという、まあでたらめというと語弊があるかもしれないけれども、相当乱脈をきわめるような点が見届け

られる。そういう点で法の許す限りに
おいて、会計検査院の機能を拡充し、
権限を広め、これを是正して行く以外
にはないのじゃないかというふうに考
えて、決議案というよりなものを出し
たわけです。そういうわけですから、
結局その結果として一局を増加して六
十名の増員をすることによって、どの
程度今までの仕事さがらにようになるか
は今後に待つべきものだと思います
が、結局補助金の事業にしても何にし
ても、私は机上査定が多過ぎて、実地
検査とか、あるいは中間検査とか、こ

ういゝものが非常にできにくい機構に
現場がなつておるじゃないか。そうい
う点で中央の機能を拡充しても、なか
なか末端の仕事をやまく是正して行く
ことができないようにも考えておるわ
けですが、今回の拡充というものが一
つの進歩であるという点で歓迎をして
いるわけですけども、この程度の機
能の拡充によつて、どの程度今までの検
査がよりよくなるか、その抱負を簡單
明瞭に一つお聞かせ願えれば願いた
いと思うのです。この拡充によつて検査
機能というものがどの程度まで今まで
の足りないところに手が届くかという
点を……。

○会計検査院長(東谷伝次郎君) 今お話をのように、確たることを申上げられないのでありますが、私どもが目算をいたしておるところでは、重点を、御承知のように私ども補助について早期に検査をするというところについておるわけですが、補助の検査が大体大まかに申しますと、見なければならぬものでも半分も見えていないということでありまして、大きな工事だけは全部を見る。それから小さいものは

についてもパーセンテージは今までの
大体倍に上げるというところのくろみ
を持って今おるわけです。

○岡三郎君　それで今度は三公社の検査をやるというふうになって来たわけですが、開発銀行とか、電源開発融資先、まあこういうったものから日本開発銀行の造船融資の先、こういうったものは国民等も知りたいし、われわれも知りたいと思うのですが、こういうたよるな日本開発銀行の造船融資先や、電源開発融資先を検査する必要はないでしょうか。

○会計検査院長（東谷伝次郎君） 開発銀行について申しますと、融資をいたしますと、銀行のことでありますから相当に調べて融資をする。それで会計検査院が開発銀行に行きまして検査をいたしますと、大体はそこで了承ができるのであります。できないものについては融資先、お話のように融資先に行つて検査をする必要があるものであります。しかし多くの場合は開発銀行で大体の話で了承ができるようなものが多いのでありますから、そういうそれ以外の、行つて見なければならぬというものにつきま

ては、開発銀行が監査ができませんと、開発銀行の者を伴いまして、その融資先に参つて了解のもとに調査をいたしておりますが、ただいままでのところでは、そういう検査の方法、調査の方法で大体滞りのない検査ができているというふうに考えておりますので、今回はその開発銀行なりの融資先を更に見るという権限の拡張をするということとは提案をいたさなかつたわけでございます。

○岡三郎君　今の意見を聞くと、大體現在の程度でわれわれの要望にこたええられるということですから、その点はそのれとして、物品または国有財産の売却先ですね、こゝいった点にも相當問題があるのではないかと思うのですが、そゝいった点まで検査の権限を擴張の必要はございませんか、これはやつておるのですか、國の物品ですね。

○会計検査院長（東谷伝次郎君）　ただいまのは国の物品ということでありますれば、それはもちろんやつておりま

○岡三郎君 国有財産の売却先のよう
なものもやっておるのですか。

○会計検査院長(東谷伝次郎君) 売払先ですが、売払先の検査と申しますと何ですか、どこどこに行つたという、国有財産をどこどこに譲渡したという場合においては、譲渡先に参りましてその実情は調査いたしております。譲渡を受けた人のふところに入り、その会計を検査するということはいましておりませんけれども、これはもう譲渡先に行つて、あるいは買付先に行つて、このふところに飛び込んで会計検査をしなくとも、ただいままでの検査

の事態状況におきましては、ほんとうにそれこそ滞りなく検査が済んでおります。

○岡三郎君　これで私はやめますが、衆議院の方では行政監察委員会というものがあるわけです。参議院の方には行政監察委員会がないのです。厳密に検討すると、やはりこの会計決算というものの処理として、常識的に事後検査ということが大体通例になっておることです。ところがいろいろな問題に

ついで考えてみた場合に、やはり中途段階においても相当われわれは検討しなければならぬ問題もあると思う。そういう点でまあいろいろと問題に逢着すると、たとえばこの前の造船疑獄のような問題に遭遇すると、決算委員会として一体どこまでやれるのか、やれないのかといういろいろな問題が起きるわけです。そういう点で参議院の決算委員会というものは、相当衆議院の行政監察委員会というものと兼ね合わせたような私は性格にしなければ、いつでも事後検査というものを、非常に時間がたった問題のみ処理するということで、時期遅れになるという傾向が強いのではないかと、いろいろに感じておったわけです。そういう点で今後とも、先ほどのいろいろ言われておりましたが、事前検査とか、中間検査とか、そういうものが逐次なされて行くと思うのですが、そういうものを最終的にいわれる決算報告として出される前に、われわれは、しばしばこういう問題があったならばまあ出せ、それはできるというふうに了承してきたわけですが、進んで会計検査院の方から、昭和二十九年年度なり、あるいは昭和三十年年度、三十年度はこれからですが、二十九年年度の点については、進んで中間報告等をやられるように私はお願いしておきたいと思う。これは具体的な事例というものをわれわれが指摘してその報告を求めるということは、まあ望ましいかも知れませんが、積極的に中間的な問題としては報告願いたい。それはわれわれとしては決算の問題について、二十五年、二十六年、二十七年、二十八年と、こうやってきて、この傾向の中から、どうしても特別にこれは注

目して是正しなくてはならぬという問題があると思う。そういう問題をおわれが考へるときに、昭和二十九年、ごく最近においてそういう事例がある程度まで改善され、是正されれば、そういう問題に対する取扱いといふものも相当程度考へて行かなければならぬこともあると思う。そういうことで、一番新しい現実に近い事態から、やはり各省におけるものの相違の問題に対する批難といふものも相当考へてみなければならぬじゃないか。そういふ点で、事をほじくり出すというのじゃなくして、新しい検査報告といふものによつて、われわれは各省の改善傾向といふものも見て、そしてその問題の取扱いといふものもここで取捨選択して行きたいという気持もあるんで、そういうふうな点から、進んで、でき得るならば二十九年度に対する報告といふものもこの委員会にやつて来てもらいたい、こう思うわけだ。

○島村軍次君 昨年参議院の総意をもちまして、検査院の拡充に関する全会一致の決議が出ましたことは御承知の通りであります。私はその際に決算委員会において審議されましたその経過からかんがへまして、今回もこの拡充の点はずっとだと思つたのであります。これはむしろたゞいま同委員のお話になつたように、国全体としては、むしろ行政監察の方法をもつと強くすべきであるという考へ方からいたしまして、現在の決算委員会における検査院の報告を元としてやるという大筋がきめられておるのであります。

が、国の行政の刷新をはかるという点から考へますという、むしろ行政監察といふものの強化をはかることが必要だと思つたのであります。そこでこれは私が特に内閣委員会を御審議される場合に、決算委員の一人として希望を申し上げておきたいと思つてありまして、それは現在行政管理局といふものがありまして、会計検査院といふものがありまして、会計検査院とやや似寄つたような監察と言います。検査を行なつておるわけなんです。受ける方から申しますと、まことに繁雑であつて、そして検査院の方は大体スタッフがそろつて相当突っ込んだ検査をやつておられますが、行政監察制度といふものは必ずしもそんなに、もちろんこれは地方によつては相当能力を上げられておられます。新聞紙上ではときどきその報告が出、かつまた別途に管理庁としての報告も出ておるようでありまして、この点に關して、もつと抜本的に監察制度といふものを国全体が考へる必要があると思つたのであります。すなわちこの内閣の組織と言いますか、行政組織の面に、もつと突き進んだ検討を加えることが必要だと思つたのであります。大蔵省には大蔵省で地方財務局があつて、そしてこの財務局が、たとえば農林省あるいは建設省、あるいはその他の工事の調査をする場合には必ず大蔵省が立ち会つておる。しかもそれはしつとが宿におつて、これはまあ露骨な話を申し上げるよりであります。君らはわからぬのだらうから、ま一つ調べてくれ、われわれの報告を待つて、そしてそれによつて意見を出す、理屈から言へば、予算の決定、つまりむだな経費を使わないようにな前

提で、いわゆる事前検査の意味でやつておるということをおつておるようでありまして、この煩瑣は、まことにこの建設省も農林省も非常にその事務の執行を妨げることがおびただしいものがあると思つた。そこで内閣委員会において、この会計検査院法の改正の際に、行政全般にわたる監察制度の強化といふ問題についてはもつと突き進んで一つ御検討を願つて、そしてその結果によりまして、少くとも新しい意味の制度が生れるように、内閣委員会においてこの機会に御審議をお願いしたいことを希望を申し上げておきます。

○飯島達次郎君 私も特に内閣委員会との連合審査に當つて、行政管理局と会計検査院との關係を、こつと少い經費のもとで予算の効率的な使用といふ点から考へまして、どうしてもこれは内閣委員会等において十分の検討を加えていただきまして、単なるこつとこつとで満足することなしに、これは一つ十分、これを機会に御審議をいただきたい、あわせて私も要望を申し上げておきます。それから、なおこれは会計検査院側にはお願いというか、一、この改正法の提案の理由としては、「国および政府関係機関における会計経理の事情は必ずしも満足できるものではない」と、こつとやわらかい言葉で表現されておりますが、私も過去数年間、決算の面から国の予算がいかに不正不当を中心にして濫費されておつたか、そういうところから考へまして、これはこの決算委員会における審議の重点は、この結果をして

予算をいかに慎重に審議せしむるかというところにこれが効果なければ、決算委員会の任務といふものは私は半分以上は効果がないものと思つて差しつかえないものと思つておられます。従つてそういう予算の効率的な使用といふ見地を中心にして、そして従来考へられておつた不正不当をできるだけ事前にこれを防止、もしくは軽減せしむる、こつと考へ方によつて、今この委員会に提出されておる法の改正について直面された質問を二、三申しますならば、私は同委員からさつきございまして、今度の一局の増設と人員六十名近くを増加するということであるから、これを機会にわれわれの要求に従つて、あるいは自発的に、できるだけこの検査の結果をすみやかに逐次国会に報告をしていただくという措置を、これは謝していただくということが第一点であります。それから第二は、これは第十三条の關係であります。先ほど白井委員からもお話のありました十六条の、局長は事務官をもつてこれに充てるという問題と關連して参ります。院長の御答へによつて、今度の新しい拡充によつて行おうとする検査事項の重点が、農林、建設、厚生等の補助金關係に重点を指向する、こつとのお話でありましたが、これらの官庁はいずれも不正不當がわれわれの決算委員会に論議の対象になつて参りますのは、ほとんどこれは技術者を主とする案件が大部分であります。従つてわれわれの審議においては、あるいは現地調査において、いつもわれわれ委員が逢着する問題は、会計検査院の中に専門の技術者、専門の技官が足りないのではないか、そつと

予算をいかに慎重に審議せしむるかというところにこれが効果なければ、決算委員会の任務といふものは私は半分以上は効果がないものと思つて差しつかえないものと思つておられます。従つてそういう予算の効率的な使用といふ見地を中心にして、そして従来考へられておつた不正不当をできるだけ事前にこれを防止、もしくは軽減せしむる、こつと考へ方によつて、今この委員会に提出されておる法の改正について直面された質問を二、三申しますならば、私は同委員からさつきございまして、今度の一局の増設と人員六十名近くを増加するということであるから、これを機会にわれわれの要求に従つて、あるいは自発的に、できるだけこの検査の結果をすみやかに逐次国会に報告をしていただくという措置を、これは謝していただくということが第一点であります。それから第二は、これは第十三条の關係であります。先ほど白井委員からもお話のありました十六条の、局長は事務官をもつてこれに充てるという問題と關連して参ります。院長の御答へによつて、今度の新しい拡充によつて行おうとする検査事項の重点が、農林、建設、厚生等の補助金關係に重点を指向する、こつとのお話でありましたが、これらの官庁はいずれも不正不當がわれわれの決算委員会に論議の対象になつて参りますのは、ほとんどこれは技術者を主とする案件が大部分であります。従つてわれわれの審議においては、あるいは現地調査において、いつもわれわれ委員が逢着する問題は、会計検査院の中に専門の技術者、専門の技官が足りないのではないか、そつと

う点にまだ非常に不備があるのではないかというこがしばしば論議の対象になつておりますが、私はそつと見地から、この方面の現業官庁のこつとこの予算的な災禍を未然に防止するといふ意味で、どうしても専門の技官を今度必要に、従来以上に配置する必要があると思つた。なお私は、できればこの際、局長は事務官でなければならぬといふ考へ方はやはり従来にとらわれた考へ方であると思つた。けでありまして、これはたとえば現業を主とする建設省のごときは、過半数が技術官が局長になつて、そしてあつた大きな予算を執行、国の国土計画の遂行がなされておるわけでありまして、これを考へてみましても、局長は事務官でなければならぬといふ断定をしてしまふことは、私は若干この点については慎重な再考を要する問題ではないかと考へます。なお今度の拡充に當つて専門の技官の配置、あるいは人数等についてはどういふふうにか考へておるか。なお差しつかえがなければ、今度の新しい構想に基く新設の局の内容等についてもお聞かせをいただければこつとだと思つたのであります。それから、以下はこれはきわめて細かな問題になりますから、即答ができなければ後でもつとあります。第三十一條の關係で、これは決算委員会において、もうこれまで毎年各委員から痛切に指摘されて参つておる例の不正不当をなした職員等に対する取り扱ひがきわめて微温的であるといふことが、累年同じ災ひを繰り返しておるといふことには大きな理由を持つておるといふ見地からいたしまして、現行制度のもとで懲戒処分をした事例

予算をいかに慎重に審議せしむるかというところにこれが効果なければ、決算委員会の任務といふものは私は半分以上は効果がないものと思つて差しつかえないものと思つておられます。従つてそういう予算の効率的な使用といふ見地を中心にして、そして従来考へられておつた不正不当をできるだけ事前にこれを防止、もしくは軽減せしむる、こつと考へ方によつて、今この委員会に提出されておる法の改正について直面された質問を二、三申しますならば、私は同委員からさつきございまして、今度の一局の増設と人員六十名近くを増加するということであるから、これを機会にわれわれの要求に従つて、あるいは自発的に、できるだけこの検査の結果をすみやかに逐次国会に報告をしていただくという措置を、これは謝していただくということが第一点であります。それから第二は、これは第十三条の關係であります。先ほど白井委員からもお話のありました十六条の、局長は事務官をもつてこれに充てるという問題と關連して参ります。院長の御答へによつて、今度の新しい拡充によつて行おうとする検査事項の重点が、農林、建設、厚生等の補助金關係に重点を指向する、こつとのお話でありましたが、これらの官庁はいずれも不正不當がわれわれの決算委員会に論議の対象になつて参りますのは、ほとんどこれは技術者を主とする案件が大部分であります。従つてわれわれの審議においては、あるいは現地調査において、いつもわれわれ委員が逢着する問題は、会計検査院の中に専門の技術者、専門の技官が足りないのではないか、そつと

が、一体二十五年度以降どのくらいあるかという実例、並びに法第三十三条の關係におきまして、検査院は職務上の犯罪があると認めるときはその事件を検察庁に通告しなければならぬ、こういう義務規定がありますが、この実例、この件数が今まで一体何件あったか、これを一つできれば昭和二十五年度以降にわたってお聞かせをいただきたいと思ひます。以上要望と質問を申し上げます。

○会計検査院長(東谷伝次郎君) 飯島さんの御質問であります。検査の結果をなるべく早く報告するようにという御要望であります。これも前から実は決算委員会からのお話があった事項でございます。会計検査院といたしましては、やはり従来通り検査報告の第一次停止とか、第二次停止とかいうようなことは実は考えておらぬのであります。検査の結果をやはり國政調査権によつて要望されず場合に、それにお答えして、成規の手續きを内部で経まして、なるべく早くその御報告をして御要望に応じたいと考えておる次第であります。なお技官の点であります。なるべく技官もふやさなくてはならぬのであります。これまでいろいろ決算委員会におかれまして、会計検査院の職員の規定を御説明を申し上げたところで、あるいは私が考えておるところとは違ふかも知れませんが、まあ普通の事務官で、よくあれだけ技術のこともこなしておるといふことも場合によつてはお考えを願へるのではないかと思ひます。と申しますのは、会計検査院におきましては人数が何分にも少いのでありますから、全体的に予算から、經濟の關

係、財政の關係、技術の關係もわかるものを、欲ばつております。同じ人に要望したいのであります。技官はわずか数人でありまして、いい技官を入れまして、その技官に常に講義をさせまして、普通の会計検査院の事務官は技術的に検査を実際執行するのではございませんから、技術的な検査ができるように養成をいたしておるのであります。であります。お話しもございまして、なるべく優秀な技官はこの際幾らでもふやして行きたいと、こゝろに考へております。なお新設の局のことでございまして、これはまだ確定はいたしておらぬのであります。それで御了承願ひたいと存じます。大体は官房はそのまゝにいたし、それから第一局も大体そのまゝの程度で行きたいと思つております。第一局はまあ大蔵検査課、國有財産、それから租税でありまして、これは大体そのまゝで行きたいと思つておるのであります。それから第四局のうちから郵政の關係を一つ抽出いたしまして、結局第四局から郵政をはずして、その郵政と、それからただいまの第二局、第三局を合せまして、それを三つの局に編成がえをするといふふうに考へておるのでございまして。もつと細かく申しても……、大体腹案を持っております。その程度でよろしければ御了承願ひたいと思ひます。なお三十一條の点であります。これはまあ先ほどもお話がございました。し、今までもずいぶん問題になった点でありまして、その点は私どもよく頭に入れます。嚴重なる処分を要求し、もしくはさすという面で、相當に

院内でも論議し、外部の執行庁にも働きかけております。これの二十五年度以降の懲戒要求をしました件数でございますが、これはただいま持つておりますが、また念には念を入れるために、後ほどに差し上げたいと思つております。それから三十三條も相當にございまして、これもまた後ほど調査いたしまして差し上げたいと思つております。

午後零時三十一分散会

○委員長(新谷實三郎君) それでは今日の質疑は一応これで終了いたしました。次回には決算委員長と協議の上、日程をきめたいと思ひます。それでは本日はこれにて散会いたします。